

業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度佐賀県PRムービー制作等委託業務

2 目的

佐賀県を訪れたことがない方をターゲットに、県内の魅力ある様々なコンテンツを紹介する動画制作を行い、佐賀県の良いブランドイメージを浸透させ、佐賀県のプレゼンス向上を図る。また、併せて県民にも佐賀県の魅力を共有することで県民の興味を喚起し、県民自ら佐賀県の魅力を県内外に発信する意識の醸成を図る。

3 本業務委託の内容

(1) 動画制作

①制作する動画の概要

- ・制作イメージ：動画を見た佐賀県を知らない方が、「素晴らしい！（感動）」、「行ってみたい！（消費行動）」、「知らなかったよ！（認知向上）」、「佐賀県すごい！（好印象）」などの前向きな感想を抱くような内容にすること。
- ・制作本数：1本
- ・動画の尺：2分～3分程度

②動画に盛り込むもの

- ・世界に誇る佐賀の魅力（温泉、佐賀酒、豊かな自然など）
- ・佐賀県でできる本物体験（黄金の茶室、ティーツーリズムなど）
- ・佐賀県の新たなスポーツシーン
（SAGAサンライズパーク、SAGAアリーナなど）
- ・上記以外でも、佐賀県ならではの特別なもの等があれば提案可能

※企画提案書には、制作動画の内容が分かる絵コンテ等の資料を添付すること。

※動画の詳細については県と協議の上決定すること。

③納品物等

- ・動画データとDVDもしくはブルーレイディスクを1枚納品すること。
- ・動画データの納品形式は県と協議のうえ、決定すること。
- ・上記の納品物は、令和6年9月30日までに納品すること。

(2) デジタルサイネージ等を活用した制作動画のPR

- ①デジタルサイネージ等を活用し制作した動画をPRすること。
- ②PRの実施場所及び実施期間、時間帯、放送回数については、より効果的な場所、期間、時間帯、放送回数を提案すること。
- ③制作した動画をデジタルサイネージ等で放映する際に動画フォーマットの変換や尺などの調整に要する費用等、放映に関して発生しうる諸経費を含めること。
- ④デジタルサイネージ等を活用したPRは、動画完成後から令和6年11月29日までの期間に実施すること。

(3) 著作権等

- ①当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。
- ②受託業者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものし、県がこれらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるよう著作権法第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- ③制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- ④制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

4 委託業務実施体制

(1) 実施体制

- ①委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ②外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮統計を明確にすること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

- ①受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

5 本業務委託の契約期間

契約開始日から令和 6 年 11 月 29 日まで

6 委託金額

10,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

7 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

8 本業務委託の委託料の支払

完了払

9 その他

- (1) 本業務委託にあたっては、県と綿密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。